

影響要因の区分		環境要素の区分		環境の自然の構成要素の良好な状態の保持を旨として調査・予測及び評価されるべき環境要素
環境影響評価条例 施行規則 平成十一 年高城集約第五 号。以下「規則」と いう。(別表第一の 一の項に掲げる事 業以下「建設事業 と云ふ。))	環境影響評価条例 施行規則 平成十一 年高城集約第五 号。以下「規則」と いう。(別表第一の 一の項に掲げる事 業以下「建設事業 と云ふ。))	環境要素の区分	環境要素の区分	
建設機械の稼働	物化酸素窒	大気質	大気環境	環境の自然の構成要素の良好な状態の保持を旨として調査・予測及び評価されるべき環境要素
資材及び機材の運搬に 用いる車両の運行	物化酸黄硫	大気質	大気環境	
切土工事による 局所的な影響	質物状子粒遊浮	大気質		
工事施工マッド及び工 事用道路の設置	等んじ粉	大気質		
道路(地表式又は掘割 式)の存在	音波周低・音騒	音 騒	水環境	
道路(高上式)の存在	動 振	動 振		
自動車の走行	臭 悪	臭 悪		
休憩所の供用	り濁の水のよに等砂土	水 質		
ダム(堤体の工事 原石の採取の工事 土工設備及び工事用道 路の設置並びに道路付 替の工事)	れ汚の水			
ダム(堤体の存在)	温 水			
原石跡地の存在	化養栄富			
道路の存在	素酸存溶			
ダム(供用及び貯水池 の存在)	度濃ンオイ素水	質 底		
ダム(供用及び貯水池 の存在)	質物害有			
ダム(供用及び貯水池 の存在)	土泥の底水			
ダム(供用及び貯水池 の存在)	位水の地下水			
ダム(供用及び貯水池 の存在)	度濃ンオイ素塩			
ダム(供用及び貯水池 の存在)	質物害有	他 の そ		
ダム(供用及び貯水池 の存在)	速流び及向流			
ダム(供用及び貯水池 の存在)	質 地		土壌に係る環境その他の環境	
ダム(供用及び貯水池 の存在)	質 地			
ダム(供用及び貯水池 の存在)	下沈盤地			
ダム(供用及び貯水池 の存在)	性定安の盤地			
ダム(供用及び貯水池 の存在)	質物害有			
ダム(供用及び貯水池 の存在)	害阻照日	動物		
ダム(供用及び貯水池 の存在)	影の車風			
ダム(供用及び貯水池 の存在)	害障波電			
ダム(供用及び貯水池 の存在)	外以域海			
ダム(供用及び貯水池 の存在)	域海			
ダム(供用及び貯水池 の存在)	外以域海	植物		
ダム(供用及び貯水池 の存在)	域海			
ダム(供用及び貯水池 の存在)	態系		生態系	
ダム(供用及び貯水池 の存在)	特徴づける生			
ダム(供用及び貯水池 の存在)	主要な眺			景観
ダム(供用及び貯水池 の存在)	望点及び			
ダム(供用及び貯水池 の存在)	源、主要			
ダム(供用及び貯水池 の存在)	な眺望景			
ダム(供用及び貯水池 の存在)	観並びに			
ダム(供用及び貯水池 の存在)	主要な圃	人と自 然との 活動の 場		
ダム(供用及び貯水池 の存在)	の場			
ダム(供用及び貯水池 の存在)	物産副う伴に事工設建		廃棄物等	
ダム(供用及び貯水池 の存在)	物業廃業産			
ダム(供用及び貯水池 の存在)	素炭化酸二			
ダム(供用及び貯水池 の存在)	放射線	放射線の量	放射線中の 放射性物質に ついて調査・予 測及び評価さ れるべき環境 要素	

一〇印は、各種に掲げる措置事業が、影響要因の区分の別に掲げる各要素により影響を受けるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が抽出・漏れ・流出又は飛散するおそれがある場合適用する。二〇の表における影響要因の区分は、次掲げる一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

イ 道路事業

- (1) 溝路の構造が、地表式、掘削式又は高台式であること。
- (2) 車両より、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (3) 道路の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。
- (4) 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。
- (5) 工事の完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路上を車両が走行すること。

ロ ダム事業

- (1) 逆流工、堤体基礎掘削工、基礎処理工、堤体工、洪水吐工、放流設備工及び管理用設備工等のダムの採体の工事を行うこと。
- (2) ダムの採体の材料となる原土を採取する原土の採取の工事を行うこと。
- (3) 骨材（コンクリート）製設備、運搬設備及び湧水処理設備等の施設設備並びに掘削工、工事用資機材、骨材等を運搬するための工事用の道路を設置する施設設備及び工事用道路の設置の工事を行うこと。
- (4) 既存の道路の機能を確保するために必要となる掘削・埋設する道路の付帯の工事を行うこと。
- (5) ダムの採体、道路等の施設、原石山の跡地、建設発生土処理場の跡地及び貯水池が存在すること。
- (6) 当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供すること。

ハ 堰事業

- (1) 土砂等の掘削を行い、堰を設置する堰の工事を行うこと。
- (2) 土砂等の掘削を行い、護岸を設置する護岸の工事を行うこと。
- (3) 土砂等の掘削及びしゅんせつを行う掘削の工事を行うこと。
- (4) 堰、護岸等の施設及び洪水区域が存在すること。
- (5) 当該堰を流水の貯留又は取水の用に供すること。

ニ 湖沼水位調節施設建設事業

- (1) 盛土等を行い、堤防を設置する堤防の工事を行うこと。
- (2) 土砂等の掘削を行い、水門を設置する水門の工事を行うこと。
- (3) 土砂等の掘削及びしゅんせつを行うしゅんせつの工事を行うこと。
- (4) 堤防で洪水を分流させる施設を含む放水路が存在すること。

ホ 放水路事業

- (1) 土砂等の掘削を行い、堰や水門等を設置する洪水を分流させる施設の工事を行うこと。
- (2) 土砂等の掘削を行い、護岸を設置する掘削の工事を行うこと。
- (3) 盛土等を行い、堤防を設置する堤防の工事を行うこと。
- (4) 堤防で洪水を分流させる施設を含む放水路が存在すること。
- (5) 当該放水路を洪水調節の用に供すること。

ヘ 鉄道建設事業

- (1) 鉄道施設の構造が、地表式、掘削式又は高台式であること。
- (2) 鉄道施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。
- (3) 車両より、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (4) 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。
- (5) 工事の完了後、当該事業の目的である鉄道施設が存在し、かつ、当該軌道上を列車が走行すること。

ト 最終処分場設置事業

- (1) 最終処分場の種類は、一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の管理用最終処分場であること。
- (2) 立地の形式は陸上埋立てであること。
- (3) 準備工事として造成区域の整地を行い、埋立地の造成は土工を主体として行うこと。また、主要施設及び附属設備の設置工事に伴い、資材等の搬入、建設事に伴う副産物の搬出等を道路を経由して行うこと。
- (4) 工作物として、掘削その他の貯留構造物、地下水排水設備、進水工、雨水排水設備、保水等排水設備、浸出液処理設備、通気管その他の主要施設及び搬入管理設備、モニターリング設備、管理棟、管理道路、搬入路、みどり帯防止設備、防災設備その他の附属設備を有すること。
- (5) 埋立てを行う廃棄物は、分解性有機物（ラブリックを除く）を含むこと。
- (6) 埋立てを行う廃棄物を道路を経由して搬入し、埋立供用時は助田羅土を行うこと。

チ 公有水面埋立事業

- (1) 建設機械又は作業船を使用して、堤防及び護岸の築造を行うこと。
- (2) 道路を経由し、又は船舶を利用して資材等の搬入を行い、及び当該搬入された資材等を使用して土地の造成を行うこと。

リ 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 車両より、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (3) 工事の完了後、敷地が公園、運動施設、遊戯施設、休養施設、教養施設及びこれらと一体となって整備される緑の立地並びに利用の用に供されること。
- (4) 施設の利用には自動車を用いられること。

又 レクリエーション施設建設事業

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 車両より、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (3) 工事の完了後、敷地が公園、運動施設、遊戯施設、休養施設、教養施設及びこれらと一体となって整備される緑の立地並びに利用の用に供されること。
- (4) 施設の利用には自動車を用いられること。

ル 工場事業場用地造成事業

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 車両より、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (3) 工事の完了後、敷地が工場又は事業場及びこれらと一体的な緑地、道路その他の施設の立地並びに工場等における事業活動の用に供されること。

ロ 車両及び、製品の搬送を行うこと。

ヲ 土石の採取事業 (1) 土石の採取の方法は露天掘りとする。

(2) 準備事業として造成区域において樹木の伐採及び除根並びに素土の除去を行うこと。

(3) 土地又は作物として土石の採取・保管・後及搬出その他の作業を行うに発生する塵埃及び排水の処理並びに土石の採取その他の作業を行うに発生する公害の防止のための施設を設置すること。

(4) 車両及び、土石の搬送を行うこと。

ウ 風力発電所設置事業 (1) 工事用資材の搬出入として、建築物、工作物等の構築に必要資材の搬出入、工事関係者の通達並びに残土、伐採樹木及び廃材の搬出を行うこと。

(2) 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置・既設工作物の撤去又は修繕を含む（を行うこと。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削を含む。

(3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行うこと。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を行う。

(4) 地形改良及び施設存在として、地形改良等を実施し建設された風力発電所を有すること。なお、海域に設置される場合は、海域における地形改良を伴う。

(5) 施設の稼働として、風力発電の運転を行うこと。

三 この表において粉じん等とは、粉じん、ほいじん及び自動車の走行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

四 この表において重要な地形及び地質、「重要な種及び重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

五 この表において注目すべき生息地とは、学術上又は希少性の観点から重要な生息地又は地域の象徴であることその他の理由から注目すべき生息地をいう。

六 この表において主要な眺望地点とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望資源を眺望する者の眺望される眺望地点をいう。

七 この表において主要な眺望資源とは、主要な眺望地点が眺望資源を眺望する者の眺望される眺望地点をいう。

八 この表において主要な阻害種とは、不特定かつ多数の者が道路等に利用している場としての身のまわりの景観をいう。

九 この表において主要な人と自然の触れ合いの活動の場とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

十 この表において切土等とは、切土をする工事その他の相当量の構築物を生土又は汚泥を発生させる工事を行うこと。

十一 この表において工事施工一帯とは、工事の施工に必要の区域として設置される区域をいう。

十二 この表において休憩所とは、自動車専用道路等に設置される休憩所（公衆便所を含む）をいう。

十三 この表において放射線の量とは、空間線量率等から推定されるものをいう。